

4. 施策の見方

施策1 環境保全の体制の充実

施策番号、名称

施策の目指す姿

施策の推進により、令和7年度末にどのような状態になっているか、理想とする姿として記述しています。

市民、団体、事業者及び市が、それぞれの役割を認め合いながら協働し、環境保全に取り組むことにより、環境に配慮した市民生活や事業活動などが営まれ、環境共生都市^{※1}が実現しています。

施策の現状

市が主に取り組んできた内容や、施策を取り巻く環境の変化など、施策の現状を記述しています。

本市では、狭山市環境基本計画^{※2}を推進するため、市民、団体、事業者及び市が協働して環境保全に向けた取り組みを積極的に行っています。また、毎年度、各種活動状況や調査結果をまとめた環境レポートを作成し、公式ホームページなどで公表しています。

事業者は、ISO14001^{※3}やエコアクション21^{※4}などの環境マネジメントシステムを運用しています。また、団体は、それぞれ活動するとともに、複数の団体が連携した取り組みを行っています。

市の事務事業については、市独自の狭山市環境マネジメントシステムに基づき、環境負荷の低減を図っています。

施策の課題

施策の目指す姿と現状を踏まえ、今後5年間を見据え、取り組むべき課題を記述しています。

- 持続可能な環境共生都市の実現に向け、市民一人一人の環境保全への関心が一層高まるよう意識啓発するとともに、協働による環境保全活動への積極的な参加を促進する必要があります。また、狭山市環境マネジメントシステムについても、継続的な改善と効果的な運用が必要です。

※1 環境共生都市とは

(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネルギーの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

※2 狭山市環境基本計画とは

狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点を置いた考え方と望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

※3 ISO14001とは

国際標準化機構が作成した環境マネジメントシステムに関する国際規格のこと。

※4 エコアクション21とは

事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うための仕組みについて、環境省が策定したガイドラインのこと。

解説や補足が必要な本文中の用語に対して、脚注として説明を記載しています。

主なとりくみ

施策の課題を解決するための具体的なとりくみ内容を記述しています。

(1)多様な主体とのネットワークの強化

- 市民、団体、事業者など、各主体による環境保全活動の取り組みを支援するとともに、多様な主体をつなぐ交流の機会を提供するなどネットワークの強化を図ります。

(2)環境マネジメントシステムの推進

- 狭山市環境マネジメントシステムの推進項目の検証や進捗管理を徹底するとともに、事業者によるISO14001やエコアクション21の運用を通じて環境保全の推進体制の充実を図ります。

施策の成果目標

施策の目標を成果目標で示しています。ただし、適当な成果指標が無い場合は、活動指標で示しています。年度合計、年度平均で表し、累計の場合は年度末までの累計です。(特に記述がある場合を除く)

項 目	実績値	目標値
	令和元年度	令和7年度
環境保全活動に係る協働事業の実施件数	25件	25件

市民・団体・事業者などに期待する協働による行動

施策を推進するために、市民・団体・事業者などの皆さんに期待する行動や役割を記述しています。

- 環境保全のための取り組みに対する理解を深め、環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 団体をはじめとする多様な主体や地域との連携を更に深め、協働による取り組みを広げましょう。
- 事業者は、全ての事業活動の中で、省エネルギー、省資源、廃棄物削減などに取り組みましょう。

関連するSDGsのゴール

SDGsの17のゴールのうち、施策と関連するゴールについて、アイコンを用いて表示しています。

- ゴール11 住み続けられるまちづくりを
- ゴール12 つくる責任 つかう責任
- ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

